

平成 28 年度 事業計画

I. 基本理念・基本方針・ビジョン

<基本理念>

笑顔のために汗をかき、愛する喜びを分かち合い、愛される感動を得る。

<基本方針>

「地域（まち）・人・未来」

いま、社会福祉法人のあり方が問われ、社会福祉法の改正が急速に進められています。長きにわたり福祉行政のための法人として存在してきた社会福祉法人ですが、これからは地域社会やそこに暮らす住民にとって真に必要な事業を創造する非営利法人としての役割が求められてきます。将来にわたり何が必要となってくるのか、何が求められてくるのか、未来志向型の事業運営を行うことが大きく期待されているといえます。

こうしたなか、社会福祉法人つかさ会は、平成 28 年度に法人創立 25 周年を迎えます。障害者の働く場づくりとして出発した当法人は、今では制度の変革と地域のニーズの多様化により、諫早地区、南島原地区の 2 つの地区を拠点に、3 つの事業所 7 つの事業に取り組むようになりました。近年では、若年障害者のための社会訓練を主なプログラムとした放課後等デイサービス事業、就職した後の定着支援の充実を図りたい就労移行支援事業などに力を注いでいます。

また、平成 28 年度は 2 つの大きな法的な改正が行われることをうけ、そのための対応を行う必要があります。ひとつは平成 28 年 4 月から施行される障害者差別解消法であり、もうひとつは、平成 29 年度に改正させる社会福祉法です。

このように 25 年前には想像もしなかった社会福祉法人や障害のある人への法的な枠組みの変化をどう読み、どう対応していくのか、これからのつかさ会の将来を決定していく時期と考えても過言ではないといえます。現在だけではなく、将来に向けて継続可能な事業とするため、つかさ会では、平成 28 年度を新たな出発の年と位置づけ、未来志向型の社会福祉法人として「地域（まち）・人・未来」を大切に法人運営を行っていきます。

<ビジョン>

「地域福祉の創造」（2016 年の法人設立 25 周年に向けたビジョン）

II. 会務の運営

(1) 理事会の開催（年 3 回）

開催予定月 第 1 回/平成 28 年 5 月、第 2 回/平成 28 年 10 月、第 3 回/平成 29 年 3 月
※その他必要な場合は適宜開催

(2) 評議員会の開催（年 3 回）

開催予定月 第 1 回/平成 28 年 5 月、第 2 回/平成 28 年 10 月、第 3 回/平成 29 年 3 月
※その他必要な場合は適宜開催

(3) 監事による監査の実施

実施予定月 平成 28 年 5 月

Ⅲ.事業内容

次の4つの分野での事業を推進・展開していく。

1.障がいのある方を支える事業

(1) 働く障害者の所得向上

長崎県障害者共同受注センター等と連携し、良質で十分な仕事の確保をめざし、官公需や民間企業だけではなく、社会福祉法人などの福祉関係者からの受注開拓を行い、障がい者従業員や利用者の賃金、工賃の増額をめざす。

(2) 生活環境の整備

障がいの種類や程度、年齢などを考慮し、グループホームを中心とした地域生活が送れるように、必要な生活環境の整備を行う。

(3) 障害のある中学・高校生のための放課後等支援の拡充

特別支援学校や特別支援学級などに在籍する中学生、高校生のために放課後や休校日（長期休暇を含む）に社会生活に必要な訓練を行い、卒業後、社会生活にスムーズに移行できるための訓練型放課後等デイサービス事業を諫早地区以外でも実施していく。

(4) 就職促進と定着支援のためのフォローアップの強化

就業・生活支援センターやハローワーク、障害者職業センター、発達障害者支援センターなどの関係機関と連携しながら、一般就職をめざす障害者のための訓練を実施するとともに、就職後も定着し、継続して働くためのフォローアップを一体的に行い、離職の防止に努める。

(5) アートな生活の支援

障がいがある人の才能の発掘と生活がより豊かになることを目的に、定期的にワークショップを開催し、障がい者アートの普及を推進するための活動を行う。

(6) 地域生活記支援拠点等整備事業の実施準備（2か年事業） [新規]

平成27年度に障害者の地域生活の向上を目的にモデル事業として実施された地域生活支援拠点等整備事業を研究し、平成30年度からの実施に向けた準備を行う。

(7) 各種関係団体への協力

日本知的障害者福祉協会をはじめ、全国社会就労センター協議会や日本セルフセンター、日本セルフ士会、九州地区知的障害者福祉協会、九州地区授産施設協議会、長崎県知的障がい者福祉協会、長崎県授産施設協議会、長崎県社会福祉協議会、長崎県社会福祉法人経営者協議会、長崎県障害者共同受注センター、街かどのふれあいバザール運営委員会、諫早市自立支援協議会、諫早市社会福祉協議会等への役員・職員の派遣など積極的な協力を行う。

障害福祉分野

事業所名	所在地	障害者総合支援法上の福祉サービスの種類	行動目標	行動計画
諫早ワークス	諫早市	<ul style="list-style-type: none"> ●就労継続支援 B 型 (30 名) ●就労移行支援 (6 名) ●日中一時支援事業 (市町村事業) (10 名) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 最低賃金の 3 分の 1 以上の工賃の支給 2. 新規就職者 3 名と離職者ゼロ 	<ul style="list-style-type: none"> ○営業活動の強化 ○利用者の作業技術研修の実施 ◆作業科目の整理 ○実習先・就職先の開拓 ○新規利用者の開拓 ◆就職後の定着支援技術の向上 ◆発達障害者のための訓練方法の確立 ◆利用者のための専門講座
諫早ワークス	諫早市	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後等デイサービス事業 (10 名) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放課後等デイサービスの充実 2. 学校との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○活動プログラムの改良 ◆家族との面談の実施 ◆学校への参観と担当教員との情報の共有化
ノーブル	南島原市	<ul style="list-style-type: none"> ●就労継続支援 A 型 (10 名) ●就労継続支援 B 型 (10 名) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障がいのある方の仕事の確保と所得向上 2. 利用者の特性に対応した個別支援の充実 3. 利用者満足度の向上 4. 地域の福祉ニーズに対応する事業の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○市場調査に基づいた商品開発 ○販売計画に基づいた営業活動の強化 ◆SNS 等を活用した広報活動 ○移動販売用車両の検討 ○利用者の特性に対応した働き方や職業指導 ○相談の機会を定期的実施 ◆健康管理に配慮した支援 ○満足度調査に基づいたサービス向上への取り組み ◆地域の福祉ニーズの調査と準備
グループホーム たちばな	雲山市 南島原市	<ul style="list-style-type: none"> ●共同生活援助 (18 名) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 少人数住居の増設(2 住居分) 2. 高齢の方でも障がいがかたくても利用できるホームづくり (バリアフリー化) 3. 健康的な暮らしの提唱 	<ul style="list-style-type: none"> ○物件の検討と賃貸 ○支援マニュアルの整備 ○建物についてのニーズ調査 ○助成金を活用した改築のための助成団体の調査及び申請準備 ○改築のための建築設計 ◆食生活の改善(栄養管理) ◆運動プログラムの充実 ◆医療機関との連携 ◆定期的な面談の実施
(仮称)グループ ホームいさはや	諫早市	<ul style="list-style-type: none"> ●共同生活援助 (未定) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 30 年度開設に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ◆予定地の確保 ◆建築に係る準備 ◆補助金等の調査と申請

※()内は利用定員

2. 地域・社会への貢献事業

(1) 法人成年後見人制度の研究と準備

障害のある方の権利の保障と豊かな生活のために、後見人制度を研究し、法人後見人事業開設のための準備を行う。

(2) 東北応援プロジェクト 2016 ～10年継続事業～

未曾有の被害となった東日本大震災から5年が経過したが、心の復興は完全ではない。法人の10年継続事業である東北応援プロジェクトについて、いま必要なことを検討・企画し、実行していく。

(3) 生活困難者レスキュー事業への協力

平成28年度より長崎県社会福祉法人経営者協議会が行う生活困難者レスキュー事業に対する協力・支援を行っていく。

(4) 地域住民のための移動支援の準備

利用者の減少などから公共交通機関が不足し、特に高齢者の方や障害者の方の移動については不自由な状態にある。こうした地域住民の足を補完するためにコミュニティバスの運行について、研究・検討し、実現に向けた取り組みを行っていく。

3. 法人のブランド化事業

(1) 事業の評価と改善

現在実施している事業を定期的に評価し、より質の高い事業となるように改善していく。

(2) 業務マニュアルの作成（2か年事業）

業務全般を点検し、業務の標準化をはかり、より効率的なものとするためにマニュアルの作成を行う。

(3) 戦略的な広報活動の強化

法人の取り組みを積極的に発信していくため、ホームページのさらなる活用と定期的な広報誌の発刊を行っていく。

(4) 職員の確保と育成

事業の展開・推進のために欠かせない職員の確保について、大学等の機関と連携したり、子育てが終わった主婦などの採用や登用をすすめ広く人材の確保につとめるとともに、研修についても、正職員に限らず、パート職員や非常勤職員の研修を計画的かつ重点的に行い、専門性の高い人材に育成していく。

4. 高齢化を支える福祉事業

高齢者福祉の事業化のための研究

65歳以上の高齢者への安定した福祉サービス提供のために、介護保険事業等の高齢者福祉事業についての研究を引き続き行う。